

## 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第14条の規定に基づき、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

#### 1 既存施設のユニット化改修

入居者の個性やプライバシーが確保された生活空間を持つことができ、個人の自立した日常生活を支援することを目的に、次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援することを目的とする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設
  - ア 介護老人保健施設
  - イ ケアハウス
  - ウ 特別養護老人ホーム
  - エ 介護医療院
  - オ 認知症高齢者グループホーム

#### 2 特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修

既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援することを目的とする。

#### 3 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備

介護療養型医療施設の再編にあたり、各医療機関の療養病床が、円滑に転換することを目的に、介護療養型医療施設から次に掲げる施設に転換する際の整備に要する経費を支援することを目的とする。

- (1) 介護老人保健施設
- (2) 介護医療院
- (3) ケアハウス
- (4) 有料老人ホーム(居室は個室であって、入居者1人あたりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。)

- (5) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- (6) 認知症高齢者グループホーム
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 生活支援ハウス
- (10) サービス付き高齢者向け住宅

（注）本事業の助成を受けず、転換先の介護医療院等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床あたり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合についても本事業の対象とする。

#### 4 看取り環境の整備

次に掲げる施設において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援することを目的とする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 養護老人ホーム
- (5) 軽費老人ホーム
- (6) 認知症高齢者グループホーム
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

#### 5 共生型サービス事業所の整備

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援することを目的とする。

- (1) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
- (2) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町村とする。

県は市町村又は事業者へ、市町村は事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

なお、市町村は、当該補助金の交付を受けて、取得し又は効用の増加した施設（以下「補助対象財産」という。）の財産処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する等）の把握に努めること。

補助対象財産の財産処分の事実を把握した際には、速やかに県へ報告を行い、必要な手続きを行うこと。

### 第4 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画の作成

(1) 市町村は「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第6条に基づき、地域医療介護総合確保基金を介護施設等整備事業で活用するにあたっては、同法第5条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）を作成すること。

(2) 市町村計画の計画期間は、原則1年間とする。

(3) 市町村は、市町村計画における目標を達成すること等を目的として、必要に応じて、当該市町村計画の計画期間内に市町村計画の変更を行うことができるものとする。

市町村計画は、原則、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

ただし、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、後年度で予定している在宅・施設サービスを前倒して整備を行う場合については、計画との整合性の確保を図ることが困難であるため、計画の変更まで求めるものではない。

(4) 市町村計画を変更する場合には、あらかじめ地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めること。

なお、市町村計画を変更した場合には、知事の定める軽微な変更を除き、遅滞なく知事へ報告を行うこと。

（注）軽微な変更とは次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 計画期間の範囲内において、工事の遅れ等に伴い、個別の事業の期間を変更する場合。

イ 市町村計画に位置づけられている個別の事業において、入札等により当該事業に要する費用の額が変更する場合。

ただし、個別の事業に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

## 第5 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

また、事業が複数年度にまたがる場合は、当該年度の整備床数等から算出した進捗率を乗じた金額を交付額とする。

ただし、看取り環境の整備及び共生型サービス事業所の整備に係る補助対象期間は、同一年度内に設定する期間とする。

## 第6 補助事業の内容

### 1 補助事業の条件

(1) 事業が複数年度にまたがる場合の補助金額は、交付申請時点における進捗率から算出した金額を上限とする。

ただし、補助対象事業が、予算成立後の事由に基づき、事業の進捗率に変更が生じた場合や当該年度内に完了することができないと見込まれる場合に、翌年度への繰越を妨げるものではない。

(2) 当該補助金の交付回数は、同一施設に対して原則1回限りとする。

ただし、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修において、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の改修については、同一施設とは見なさないため、同一年度に行う必要はなく、実施する順序も問わない。

(3) 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

### 2 補助対象経費

(1) 交付要綱別表3(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助対象経費欄で定めるものであって、本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、転換又は改修にあたって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。

ただし、看取り環境の整備及び共生型サービス事業所の整備に必要な設備や備品等の購入については、事業完了日までに物品の引渡及び対価の支払が完了する経費を対象とする。

なお、補助対象施設が併設施設の場合、施設ごとに補助対象経費の実支出額を算定する。

設計上、補助対象外工事費を個別に拾い出すことが困難な場合は、補助対象施設と併設施設の面積按分から対象外工事費等を算定すること。この場合、総事業費に対して面積按分を行うのではなく、可能な限り設計書等により補助対象外となる実支出額を算出した後の残余経費について面積按分を行う等し、適切な補助対象経費の把握に努めること。

(2) 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備において、「転換」とは次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容とする。

整備区分	整備内容
創 設	既存の介護療養型医療施設を廃止し、建物は取り壊さずに、新たに対象施設を整備すること。
改 築	既存の介護療養型医療施設を廃止し、建物を取り壊して、新たに対象施設を整備すること。
改 修	既存の介護療養型医療施設を廃止し、建物本体の躯体工事に及ばない屋内改修工事を行うことにより、対象施設に転換を行うもの。

- (3) 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修において、「改修」とは次の内容とする。

個人の居室空間を明らかにし、他の入所者からの視線を遮断するために隣接する空間との境界に設ける間仕切り（家具付きも含む）、壁、扉等を設置すること。

ただし、建具による仕切りや天井から隙間が空いていることは認めるが、家具やカーテンを購入し、間仕切りとして代用することは認められない。

- (4) 看取り環境の整備については、看取り介護加算又はターミナルケア加算の届出がなされている施設等を補助対象とする。ただし、届出がなされていない場合でも、いずれかの加算の算定条件を満たしていれば補助対象とする。

また、看取り環境の整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (5) 共生型サービス事業所の整備については、共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）を補助対象とする。

### 3 次に掲げる事業又は経費は、補助の対象としない。

#### (1) 全事業共通

- ア 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
- イ 他の国庫負担（補助）制度により、既に国が当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合。
- ウ 事業者と建物所有者が異なる場合に、建物所有者が整備・改修等を行う場合。
- エ その他ユニット化改修等支援事業として適当とは認められない場合。

#### (2) 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備

- ア 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する場合。
- イ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する場合。
- ウ 門、柵、塀などの外溝工事に要する場合。
- エ 既存建物の買収に要する場合。
- オ 備品や施設に固着しない設備等で施設開設準備経費等支援事業費補助金の対象経

費の場合。

- (3) 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修  
入所者のプライバシー確保（個室化）にあたって整備した次の費用
  - ア 居室内に収納設備やスプリンクラー設備を設けるための費用
  - イ 個人別の照明や空調設備を設けるための費用
  - ウ 機械換気設備を設けるための費用

4 次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。

- (1) 施設等整備事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。
- (2) 施設等整備事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。
- (3) その他、上記各号に相当するものと認められるとき。

5 交付対象者

交付対象者は施設所在地及び施設規模に応じて、次のとおりとする。

(1) 地域密着型施設等

交付対象者は、市町村とする。

(2) 広域型施設等

交付対象者は施設所在地の政令指定都市又は中核市、それ以外の場合には事業者とする。

6 補助対象施設

- (1) 補助対象とする施設は、交付要綱「別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等」の「施設種別等」で掲げる施設をいう。
- (2) その他、補助対象施設については、高齢福祉課長通知（平成28年5月27日付け高福第180号「神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）における介護予防拠点等の取扱いについて」）によるものとする。

## 第7 提出書類

1 本事業の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 全事業共通

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業費補助金申請額算出内訳  
(別紙1-1又は別紙1-2)

- (2) 既存施設のユニット化改修及び特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修
  - ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（介護療養型医療施設の転換整備以外）計画書（別紙2-1）
  - イ 現況の写真（別紙3）
  - ウ 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修計画書（別紙4）
  - エ 整備を必要とする理由及び工事中における利用者の処遇について（別紙5）
- (3) 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（間接補助）
  - 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（間接補助）計画書（別紙2-2）
- (4) 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（直接補助）
  - 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（直接補助）計画書（別紙2-3）
- (5) 看取り環境整備事業（間接補助）
  - 看取り環境整備事業（間接補助）計画書（別紙2-4）
- (6) 看取り環境整備事業（直接補助）
  - 看取り環境整備事業（直接補助）計画書（別紙2-5）
- (7) 共生型サービス事業所の整備推進事業（間接補助）
  - 共生型サービス事業所の整備推進事業（間接補助）計画書（別紙2-6）
- (8) 共生型サービス事業所の整備推進事業（直接補助）
  - 共生型サービス事業所の整備推進事業（直接補助）計画書（別紙2-7）

2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 全事業共通
  - ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業費補助金精算額算出内訳（別紙6-1又は6-2）
  - イ 「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）（別紙9）（市町村補助事業のみ）
- (2) 既存施設のユニット化改修及び特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修
  - ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（介護療養型医療施設の転換整備以外）実績報告書（別紙7-1）
  - イ 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修報告書（別紙8）
  - ウ 現況の写真（別紙3）
- (3) 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（間接補助）
  - 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（間接補助）実績報告書（別紙7-2）
- (4) 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（直接補助）
  - 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備（直接補助）実績報告書（別紙7-3）

- (5) 看取り環境整備事業（間接補助）  
看取り環境整備事業（間接補助）実績報告書（別紙7-4）
- (6) 看取り環境整備事業（直接補助）  
看取り環境整備事業（直接補助）実績報告書（別紙7-5）
- (7) 共生型サービス事業所の整備推進事業（間接補助）  
共生型サービス事業所の整備推進事業（間接補助）実績報告書（別紙7-6）
- (8) 共生型サービス事業所の整備推進事業（直接補助）  
共生型サービス事業所の整備推進事業（直接補助）実績報告書（別紙7-7）

附 則

この要領は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。